

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編

第1部 総則

改正前	改正後
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 3 指定地方行政機関 (略) (4) 九州農政局 (大分支局) (略) (8) 第七管区海上保安部 (大分海上保安部) (略) (11) 九州総合通信局 (略) ハ 災害時における通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局用の貸し出しにすること。 (略) 5 指定公共機関 (12) 日本郵便株式会社 (大分中央郵便局) イ 災害時における郵政事業運営の確保にすること。 ロ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策にすること。 (イ) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付にすること。 (ロ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除にすること。 (ハ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除にすること。 (ニ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除にすること。 (ホ) ゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱いにすること。 ハ その他防災に関し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと。 (新設) (略)	第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 3 指定地方行政機関 (略) (4) 九州農政局 (大分県拠点) (略) (8) 第七管区海上保安本部 (大分海上保安部) (略) (11) 九州総合通信局 (略) ハ 災害時における通信機器、移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用の貸し出しにすること。 (略) 5 指定公共機関 (12) 日本郵便株式会社 (大分中央郵便局) イ 災害時における郵政事業運営の確保にすること。 ロ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策にすること。 (イ) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付にすること。 (ロ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除にすること。 (ハ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除にすること。 (ニ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除にすること。 (ホ) ゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱いにすること。 ハ その他防災に関し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと。 (13) ソフトバンク株式会社 携帯通信施設の保全と重要通信の確保にすること。 (14) 楽天モバイル株式会社 (九州営業部) 携帯通信施設の保全と重要通信の確保にすること。

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編

第1部 総則

改正前	改正後
6 指定地方公共機関 (略) (新設)	(略) 6 指定地方公共機関 (略) <u>(1 2) 社会福祉法人大分県社会福祉協議会</u> <u>イ 災害ボランティアに関すること。</u> <u>ロ 避難行動要支援者への支援に関すること。</u> <u>ハ 生活福祉資金の貸付に関すること。</u>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
第1章 災害予防の基本方針等 第1節 災害予防の基本的な考え方 杵築市において風水害等から県民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分することができる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は災害防止のためのハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするための事前に措置すべきソフト施策である。 第2章 災害に強いまちづくり 第4節 都市・地域の防災環境整備 (略) 2 宅地造成地の災害予防対策 宅地造成に伴う、崖崩れ、土砂の流出等崩落の発生を防止するため必要な防災対策事業の実施について、県及び市は、一般的に行政指導を実施するとともに、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の適用を検討し、指定区域内における災害予防を促進する。 (略)	第1章 災害予防の基本方針等 第1節 災害予防の基本的な考え方 杵築市において風水害等から県民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分することができる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は災害防止のためのハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするための事前に措置すべきソフト施策である。<u>施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。</u> 第2章 災害に強いまちづくり 第4節 都市・地域の防災環境整備 (略) 2 宅地造成地の災害予防対策 宅地造成に伴う、崖崩れ、土砂の流出等崩落の発生を防止するため必要な防災対策事業の実施について、県及び市は、一般的に行政指導を実施するとともに、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）の適用を検討し、指定区域内における災害予防を促進する。 (略) 4 所有者不明土地法に基づく措置の活用 <u>市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
第3章 災害に強い人づくり 【災害に強い人づくりの基本的な考え方】 「災害に強い人づくり」は、県・市町村、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに県民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、県、市町村・消防機関並びに防災関係職員及び県民が主体となって取り組むべきものである。 したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、県民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。 防災訓練、防災知識の普及啓発、自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、<u>災害の種類に応じて内容や方策を明確にしつつ実施するものとする。</u> 第2節 防災訓練 (略) 2 総合防災訓練の実施 (略) (6) <u>広域避難に関する訓練</u> 第3節 防災教育 1 目標 東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、<u>学校における</u>防災教育の重要性が改めて認識された。	第3章 災害に強い人づくり 【災害に強い人づくりの基本的な考え方】 「災害に強い人づくり」は、県・市町村、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに県民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、県、市町村・消防機関並びに防災関係職員及び県民が主体となって取り組むべきものである。 したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、県民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。 防災訓練、防災知識の普及啓発、自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、<u>デジタル技術も活用しながら、災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施するものとする。</u> 第2節 防災訓練 (略) 2 総合防災訓練の実施 (略) (6) <u>大規模広域災害時における円滑な広域避難のための実践的な訓練</u> 第3節 防災教育 1 目標 <u>災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。</u>東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、防災教育の重

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
第5節 要配慮者の安全確保 (略) 1 地域における要配慮者対策 (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等 ニ 市は、避難支援等に関わる関係者として杵築市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 (略) (3) 福祉避難所の指定 市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。 (略)	要性が改めて認識された。このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。 第5節 要配慮者の安全確保 (略) 1 地域における要配慮者対策 (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等 ニ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 ホ 市は、避難支援等に関わる関係者として杵築市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 (略) (3) 福祉避難所の指定 市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化 (略) (2) 受援計画の策定 県は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。 また、国や他の地方公共団体からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実 (略) (3) 市町村における生活必需品等の備蓄等 大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。 備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 (7) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅	源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。 (略) 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化 (略) (2) 受援計画の策定 県は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。 また、国や他の地方公共団体からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実 (略) (3) 市町村における生活必需品等の備蓄等 大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。 備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や要配慮者への提供等に配慮する。 (7) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。また、市外に避難する被災者に対して必要な災害情報や支援・サービス等を容易かつ確実に受け渡すことができるよう、復興庁が提供する全国避難者情報システム等の円滑な利用を図る。	要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 また、障害の種類及び頻度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備を図る。 市外に避難する被災者に対して必要な災害情報や支援・サービス等を容易かつ確実に受け渡すことができるよう、復興庁が提供する全国避難者情報システム等の円滑な利用を図る。

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編
第3部 災害応急対策

改正前

第1章 災害予防の基本方針等

第1節 災害応急対策の基本方針等

1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

災害による市民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、市では、災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意することとする。

第2章 活動体制の確率

第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達

1 基本方針

(略)

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するお

改正後

第1章 災害予防の基本方針等

第1節 災害応急対策の基本方針等

1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

災害による市民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、市では、災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。

第2章 活動体制の確率

第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達

1 基本方針

(略)

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生、又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編
第3部 災害応急対策

改正前			改正後		
		それが著しく大きいときに発表される。			ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	
	洪水警報	<u>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</u>	警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予		洪水警報	<u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水によ</u>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編
第3部 災害応急対策

改正前			改正後			
		想されたときに発表される。			り、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。				
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		注意報	大雨注意報	
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。				
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に				

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編
第3部 災害応急対策

改正前			改正後		
		加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。		洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。		波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。		高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警戒に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警戒に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		濃霧注意	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。			

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編
第3部 災害応急対策

改正前			改正後		
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。		報	たときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。		雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。		乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。		なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		着氷注意報		著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
		着雪注意報		著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
		融雪注意報		融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。	
		霜注意報		霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作	

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後								
(新設)			物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。						
		低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。						
	○キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等								
	キキクル等の種類と概要								
	<table><thead><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr></thead><tbody><tr><td>土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td><td>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr><tr><td>浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td><td>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を</td></tr></tbody></table>		種 類	概 要	土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を	
種 類	概 要								
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。								
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を								

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(新設)	用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。
	洪水キキクル （洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
	流域雨量指数の予測値 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。
	○早期注意情報（警報級の可能性） 5 日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の 2 段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県中部など）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
○全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の<u>注意</u>を解説する場合等に発表する。 (略) ○土砂災害警戒情報 大分県と大分地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）<u>発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。</u> (略) ○記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに発表する。	<u>間天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県）で発表する。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u> ○全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の<u>留意点</u>を解説する場合等に発表する。 (略) ○土砂災害警戒情報 大分県と大分地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）<u>の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> (略) ○記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 ○竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県単位で発表する。</u>この情報の有効期間は、発表から1時間である。 (略) 第5節 災害情報・津波情報の収集・伝達 (略) 3 市の災害情報・被害情報収集・共有体制 (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立 (略) ホ その他 大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、<u>防災モニターからの投稿などSNS</u>を活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様	この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル <u>(危険度分布)</u>で確認する必要がある。 ○竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u> <u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。</u> この情報の有効期間は、発表から1時間である。 (略) 第5節 災害情報・津波情報の収集・伝達 (略) 3 市の災害情報・被害情報収集・共有体制 (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立 (略) ホ その他 大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNS を活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後																
な情報収集手段を確保する 第6節 災害救助法の適用及び運用 (略) 3 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び機関 <table><tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th>期間</th><th>備考</th></tr><tr><td>災害にかかった住宅の応急修理</td><td>1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により高級修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が反赤井に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</td><td>災害発生の日から1ヶ月以内</td><td></td></tr></table>	救助の種類	対象	期間	備考	災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により高級修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が反赤井に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生の日から1ヶ月以内		3 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び機関 <table><tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th>期間</th><th>備考</th></tr><tr><td>災害にかかった住宅の応急修理</td><td>1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により高級修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が反赤井に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</td><td>災害発生の日から3ヶ月以内</td><td>国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内</td></tr></table>	救助の種類	対象	期間	備考	災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により高級修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が反赤井に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生の日から3ヶ月以内	国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内
救助の種類	対象	期間	備考														
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により高級修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が反赤井に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生の日から1ヶ月以内															
救助の種類	対象	期間	備考														
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により高級修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が反赤井に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生の日から3ヶ月以内	国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内														
第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第4節 避難の指示及び誘導 (略) 3 市の実施する避難措置 (1) 市の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者、滞在者その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。 なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を指示す	第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第4節 避難の指示及び誘導 (略) 3 市の実施する避難措置 (1) 市の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者、滞在者その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。 なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を指示することができる。																

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
ることができる。 第4章 被害者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動 (略) 5 避難所の運営管理 (略) (3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布 市は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調整・輸送に関し情報共有を図る。 市は、避難所での食料、水、生活必需品の配布について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める。 また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。 (略) 第3節 食料供給 (略) 3 政府所有米穀の緊急引渡し (1) 市の手続 (略) ロ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し 交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の緊急引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市長は、「米穀の買入れ・販売等	第4章 被害者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動 (略) 5 避難所の運営管理 (略) (3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布 市は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。 市は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、<u>食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。</u> また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。 (略) 第3節 食料供給 (略) 3 政府所有米穀の緊急引渡し (1) 市の手続 (略) ロ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し 交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の緊急引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省<u>農産局長</u>（以下「<u>農産局長</u>」

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局（以下「生産局」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市長が生産局に直接要請を行った場合、市長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡する。 (略) (3) 応急供給系統図 イ 市長と県が連絡の取れない場合の現物引渡 <pre> graph LR Mayor[杵築市長] -- "文章による引渡要請" --> ProductionBureau[生産局] ProductionBureau -- "荷渡指図書" --> EntrustedBusiness[受託事業] EntrustedBusiness -- "受領証提出" --> Mayor Mayor -- "現品取引" --> Consumer[消費者] EntrustedBusiness -- "現品取引" --> Consumer </pre> 第8節 廃棄物処理 (略) 1 災害廃棄物処理の基本方針 早期の復旧・復興を図るため、次の基本方針に基づき災害廃棄物を処理する。 ① 国、県、市、関係事業者及び市民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。 ② 杵築市災害廃棄物処理計画を定め、迅速な処理を行う。 (新設) ③ 災害廃棄物の処理は、発災から概ね3年間で終了することを目標とす	という。)に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市長が農産局長に直接要請を行った場合、市長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡する。 (略) (3) 応急供給系統図 イ 市長と県が連絡の取れない場合の現物引渡 <pre> graph LR Mayor[杵築市長] -- "売買契約" --> AgriculturalProductBureau[農産局長] AgriculturalProductBureau -- "引渡指示" --> EntrustedBusiness[受託事業] EntrustedBusiness -- "受領証提出" --> Mayor Mayor -- "現品取引" --> DisasterStrickenPerson[被災者] Mayor -- "連絡" --> PrefecturalGovernment[知事] EntrustedBusiness -- "現品取引" --> DisasterStrickenPerson </pre> 第8節 廃棄物処理 (略) 1 災害廃棄物処理の基本方針 早期の復旧・復興を図るため、次の基本方針に基づき災害廃棄物を処理する。 ① 国、県、市、関係事業者及び市民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。 ② 杵築市災害廃棄物処理計画を定め、迅速な処理を行う。 ③ ボランティア、NPO等の支援を得て処理を進める場合は、関係団体等と連携し、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。 ④ 災害廃棄物の処理は、発災から概ね3年間で終了することを目標とす

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
る。 ④ 災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。 ⑤ 災害廃棄物の処理に当たっては、極力再資源化に努めるとともに、中間処理による減量化などを推進し、最終処分量の削減に努める。 ⑥ 処理のための使用する施設については、既存の廃棄物処理施設の活用など圏域内、県内処理を原則とするが、被災状況や災害廃棄物の発生量など災害の状況に応じ、県外への広域処理や仮設処理施設の設置なども視野に入れ対応する。 第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬 (略) 2 行方不明者の捜索 (1) 行方不明者の届出の受理及び市への通報 警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理<u>を行った</u>のち、市及び関係機関への通報連絡にあたる。 (2) 略 5 災害救助法適用に関する事項 (略)	る。 <u>(5)</u> 災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。 <u>(6)</u> 災害廃棄物の処理に当たっては、極力再資源化に努めるとともに、中間処理による減量化などを推進し、最終処分量の削減に努める。 <u>(7)</u> 処理のための使用する施設については、既存の廃棄物処理施設の活用など圏域内、県内処理を原則とするが、被災状況や災害廃棄物の発生量など災害の状況に応じ、県外への広域処理や仮設処理施設の設置なども視野に入れ対応する。 第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬 (略) 2 行方不明者の捜索及び安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表 (1) 行方不明者の届出の受理及び市への通報 警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理<u>又は通報を受けた</u>のち、市及び関係機関への通報連絡にあたる。 (2) 略 5 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報 市は、県や防災関係機関と緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和5年8月29日伺定）に基づいて行うものとする。 6 災害救助法適用に関する事項 (略)

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後						
第1章 災害復旧・復興の基本方針 (略) また、特に大規模な被害を被った場合、市では市民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の県土の姿を明確にして、計画的な災害に強い県土づくりを進めていくこととする。 その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。 第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 第1節 経済・生活面の支援 1-1 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律） <table border="1"> <tr> <th>支援の種類</th><th>給付</th></tr> <tr> <td>支援の内容</td><td> 1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給及び杵築市災害弔慰金の支給に関する条例等に基づき支給。 2 支給額 ② 生計維持者が死亡した場合:500万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内 </td></tr> <tr> <td>対象者</td><td> 1 災害により死亡した方(杵築市に住民登録のある方、<u>外国人登録がある方</u>)の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしてい </td></tr> </table>	支援の種類	給付	支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給及び杵築市災害弔慰金の支給に関する条例等に基づき支給。 2 支給額 ② 生計維持者が死亡した場合:500万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内	対象者	1 災害により死亡した方(杵築市に住民登録のある方、<u>外国人登録がある方</u>)の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしてい	第1章 災害復旧・復興の基本方針 (略) また、特に大規模な被害を被った場合、市では市民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の市土の姿を明確にして、計画的な災害に強い市土づくりを進めていくこととする。 その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。<u>また、産学官が連携し、先端技術の導入等により、復旧・復興の高度化に取り組んでいく。</u> (第4章第1節から第3節は「風水害等・各種災害対策編」から「資料編」に掲載変更)
支援の種類	給付						
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給及び杵築市災害弔慰金の支給に関する条例等に基づき支給。 2 支給額 ② 生計維持者が死亡した場合:500万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内						
対象者	1 災害により死亡した方(杵築市に住民登録のある方、<u>外国人登録がある方</u>)の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしてい						

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前		改正後
	た者に限る) ※対象となる災害は、自然災害で杵築市において住居が5世帯以上滅失した災害等。	
問合先	杵築市	
(中略)		
第3節 経済・生活面の支援		
9 職場適応訓練費の支給		
支援の種類	給付・還付	
支援の内容	1 職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給する。また、訓練生に対して訓練手当などを支給する。 2 事業者は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円／月（重度の障がい者25,000円／月）が支給される。短期の職場適応訓練については、960円／日（重度の障がい者1,000円／日）。 3 訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障がい者に係る訓練等1年）以内。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練4週間）以内。	
対象者	職場適応訓練は、激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なくされた方などであって。再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行う。 イ 職場適応訓練を行う設備があること	

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等・各種災害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前		改正後
	- ロ 指導員としての適当な従業員がいること - ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること - ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること - ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること	
問合せ先	公共職業安定所又は都道府県労働局	
第5章 激甚災害の指定		第4章 激甚災害の指定

